

0059C007
431-129

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

変更報告書No.5

法第27条の25 第1項

関東財務局長

弁護士 赤川 圭

東京都港区六本木二丁目6-1 泉ガーデンタワー アン
ダーソン・毛利・友常法律事務所

平成17年12月27日

平成17年12月28日

1名

その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社なが多
会社コード	9822
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	東京都港区南青山2-27-20南青山NSビル5階

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	プレシヤス・ホールディングス・リミテッド (Precious Holdings Limited)
住所又は本店所在地	バハマ国、ナッソー、エリザベス・アベニュー43 (43 Elizabeth Avenue, Nassau, Bahamas)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③【法人の場合】

設立年月日	平成12年3月24日
代表者氏名	カレッジ・シティ・インベストメンツ・リミテッド (Courage City Investments Limited)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 赤川 圭
電話番号	03-6888-1164

(2)【保有目的】（9）

純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	5,000,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B 60,000,000	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 65,000,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 65,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 60,000,000		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月27日現在)	S 230,469,931株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	22.38%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	24.44%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年11月11日	新株予約権証券	75,000,000	取得	0.1円
平成17年11月14日	新株予約権証券	5,000,000	処分	権利行使
平成17年11月14日	普通株式	5,000,000	取得	権利行使
平成17年11月15日	新株予約権証券	5,000,000	処分	権利行使
平成17年11月15日	普通株式	5,000,000	取得	権利行使
平成17年11月30日	普通株式	4,000,000	処分	
平成17年12月13日	新株予約権証券	5,000,000	処分	権利行使
平成17年12月13日	普通株式	5,000,000	取得	権利行使
平成17年12月26日	普通株式	2,000,000	処分	
平成17年12月27日	普通株式	4,000,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	191,500
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	191,500

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Precious Holdings Limited, with its principal office at 43 Elizabeth Avenue, Nassau, Bahamas (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Kei Akagawa, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, at separate Instructions issued by the Company, namely:

1. To prepare, execute and file the applications for exercise of option rights ("*shinkabu yoyakuken*") issued by Nagata Corporation, with its principal office at Minami Aoyama NS Building 5F, 2-27-20 Minami Aoyama, Shibuya-ku, Tokyo, Japan (hereinafter referred to as "Nagata Corporation"), and any amendments, supplements or changes thereto.
2. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in Nagata Corporation with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
3. To send and submit copies of the Report to Nagata Corporation and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association.
4. To act as a standing proxy for the Company with respect to the shares issued by Nagata Corporation; and
5. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 25th day of October, 2005.

Precious Holdings Limited

For and on behalf of
Precious Holdings Limited


.....
Authorized Signature(s)

(訳文)

委任状

バハマ国 ナッソー エリザベス・アベニュー43 に主たる事業所を有するプレシヤス・ホールディングス・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士赤川圭を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 東京都渋谷区南青山 2-27-20 南青山 NS ビル5階に主たる事業所を有する株式会社なが多（以下「株式会社なが多」という。）が発行する新株予約権につき、行使請求書ならびにこれを修正、追補または変更する書面を作成、捺印し、提出すること。
2. 当社による株式会社なが多の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを株式会社なが多および関連証券取引所に送付すること。
4. 株式会社なが多が発行する株式について、当社の常任代理人を務めること。
5. 上記権限の全部または一部につき、復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年10月25日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

プレシヤス・ホールディングス・リミテッドを代表して

For and on behalf of
Precious Holdings Limited


.....
Authorized Signature(s)